

Ⅱ 分野別施策の方向 ～総合的に取り組む「5つ」の分野～

1 権利擁護の推進

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 権利擁護、虐待防止の推進
  - ① 障がい者差別の解消、権利擁護の推進
  - ② 権利行使の支援
  - ③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進

2 地域生活の支援

- (1) 地域生活移行の支援
  - ① 居宅サービスの充実
  - ② 住まい、日中活動の場の充実
  - ③ 精神障がい者の地域移行の支援
  - ④ 障がい者にとって利用しやすい施設（県立施設）
- (2) 生活の安定に向けた支援
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 福祉人材の養成・確保
- (5) 地域連携体制の構築

3 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1) 安全な暮らしの確保
  - ① 防犯・交通安全対策の推進
  - ② 防災対策・災害発生時の支援の推進
- (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり
  - ① 福祉のまちづくりの推進
  - ② 住宅の整備に対する支援

4 社会参加の促進

- (1) 就労支援の推進
  - ① 一般就労の促進
  - ② 福祉的就労の推進
  - ③ 農業分野における就農支援
- (2) 移動、情報コミュニケーション施策の充実
  - ① 移動支援の充実
  - ② 情報・コミュニケーション支援の充実
- (3) スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興
  - ① スポーツ活動の振興
  - ② 文化芸術活動の振興
  - ③ 社会活動への参加機会の拡大の取組

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

- (1) 障がい児（者）に対する適切な保健・医療サービスの充実
  - ① 医療体制の充実
  - ② 障がい児（者）の歯科口腔保健支援
  - ③ 医療的ケア児支援に向けた体制整備
- (2) 多様な障がいに対する支援
  - ① 重度障がい児（者）への支援
  - ② 難病対策の推進
  - ③ 発達障がい者への支援
  - ④ 高次脳機能障害者への支援
  - ⑤ 強度行動障がいへの支援
- (3) 教育・療育体制の充実
  - ① 障がいの早期発見に向けた支援
  - ② 地域療育機能の強化
  - ③ 特別支援教育の充実